

○長野原町移住者等向け住宅改修等助成金交付要綱

平成28年2月22日

要綱第8号

改正 令和3年6月24日要綱第20号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域活性化を目的とした移住定住(以下「移住等」とする)を推進するため、町内の施工業者によって住宅等の増改築等工事を行う者に対し、予算の範囲内において経費の一部を助成金として交付するに当たり、長野原町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則(昭和61年3月27日規則第8号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅等

専用住宅又は併用住宅をいう。

(2) 移住等

移住又は定住をいう。

(3) 使用

毎月2日以上、年間を通じて当該建物において居住又は事業を営むこと。

(4) 移住者等

長野原町以外の地域から長野原町に移住する者、及び長野原町に移住し事業を営む者

(5) 増改築等工事

住宅の維持及び機能向上を目的として行う別表に掲げる工事をいう。

(6) 町内施工業者

増改築等工事を業として行う者で、町内に住所を有する個人事業主又は町内に本社及び事業所等を有する法人をいう。

(助成の対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる移住者等は、次の各号いずれにも該当する者とする。

- (1) 助成金の対象となる工事の完了後、移住等により継続して2年以上当該建物を使用すること。
- (2) 移住者等が住民登録をしている市町村において納付すべき市町村税、その他の市町村に対する債務に遅滞がないこと。
- (3) 移住者等と同一世帯に属する者が、当該住宅等に移住等する見込みであること。
- (4) 増改築等工事について、本町の他の補助金や助成金等の交付を受けていないこと。
- (5) 当該住宅等の所有者及び貸し主。

(助成対象となる住宅等及び工事)

第4条 助成対象となる住宅等は、原則として長野原町空き家バンクに登録されている住宅等とし、助成を受けようとする移住者等が町内で移住等の用に供する住宅等とする。

2 助成対象となる工事は、町内施工業者により、助成対象となる住宅等に施工される別表に掲げるもののうち、助成金交付決定後に着手した工事とする。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、助成対象となる工事に要する額(消費税相当額を除く。以下「助成基本額」という。)に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、その得た額が20万円を超える場合は、20万円とし、その得た額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 助成基本額が2万円未満の場合は、助成対象としない。

3 助成対象となる住宅1棟につき1回限りの交付とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、増改築等工事に着手する前に長野原町移住者向け住宅改修等助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、町長に申請しなければならない。

- (1) 工事概要(別紙1)
 - (2) 工事請負契約書又は見積書の写し
 - (3) 設計書及び図面の写し 助成対象となる工事を施工する箇所の位置図(縮尺1/10000程度)、附近状況図(縮尺1/2500程度)及び現況の写真
 - (4) 助成対象となる住宅等の所有者又は使用者を特定できるもの 助成対象となる工事において、各種設備等を設置する場合には、その仕様等が確認できるもの
 - (5) 申請者の住民登録がある市町村における市町村民税等の納税証明書
 - (6) 誓約書(別紙2)
 - (7) その他、町長が必要と認めるもの
- (交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査し、長野原町移住者向け住宅改修等助成金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により、適否を申請者に通知するものとする。

2 町長は、助成金の交付について、条件を付することができる。
(変更交付申請)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、工事内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ長野原町移住者向け住宅改修等助成金変更交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添え、町長に申請しなければならない。

- (1) 変更後の工事請負契約書又は見積書の写し
 - (2) 変更箇所が確認できる設計書及び図面の写し
 - (3) その他、町長が必要と認めるもの
- (変更交付決定)

第9条 町長は、前条に規定する変更交付申請があったときは、その内容を審査し、長野原町移住者向け住宅改修等助成金変更交付決定通知書(様式第4号)により、適否を交付決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 交付決定者は、増改築等工事完了後速やかに長野原町移住者向け住宅改修等助成金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添え、町長に請求するものとする。

- (1) 工事完了写真
 - (2) 領収書の写し
 - (3) 長野原町住宅改修等助成金請求書(別紙3)
 - (4) その他、町長が必要と認めるもの
- (助成金の交付)

第11条 町長は、前条に規定する請求があったときは、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定させ、交付決定者に交付するものとする。

2 助成金の交付は、交付決定者が指定する口座への振込みを以て行う。

(交付決定の取消し及び返還)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定を取消することができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により、助成金の交付決定を受けたとき
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) その他、町長が助成金の交付決定を取消すべき事由があると認めたとき

2 町長は、前項の規定により、助成金の交付決定を取消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の一部又は全部を返還させるものとする。

(現地調査)

第13条 町長は、必要があると認めたときは、助成の対象となった増改築等工事について、現地調査を行うことができる。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月24日要綱第20号)

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表(第2条関係)

(5) 増改築等工事

建築物の維持及び機能向上を目的として行う当該建築物の構造部分及び付帯設備の修繕工事、模様替え工事、増改築工事とする(電気設備及び給排水設備等を含む)。

工事の種別	工事の範囲
修繕工事	・ 屋根の葺き替え ・ 屋根の塗装又は補修 ・ 外壁の塗装、漆喰塗り又は補修 ・ 壁、床及び天井の補修 ・ 玄関等出入口の補修 ・ 公共下水道への接続 ・ その他
模様替え工事	・ 外壁の張替え又は重ね張り ・ 壁の塗替え ・ 壁、床及び天井の張替え ・ 建具の取替え ・ 玄関等出入口の付替え ・ 間取り替え ・ その他
増改築工事	建築物の一部を除去し、新たに建築する工事

※設備及び備品の購入のみの場合には、助成金交付の対象とはしない。